

議案第16号

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部改正について

次のとおり鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

平成21年11月24日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例（昭和34年鳥取県条例第49号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を削る。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分を削る。

改 正 後

(入居者の選考)

第7条 略

2及び3 略

4 知事は、第1項に規定する者のうち次に掲げる者については、前2項の規定にかかわらず、県営住宅に優先的に選考して入居させることができる。

(1)～(12) 略

(13) 犯罪被害者等基本法（平成16年法律第161号）第2条第2項に規定する犯罪被害者等で同条第1項に規定する犯罪等により従前の住居に居住することが困難となったもの

別表第1（第2条の2関係）

名 称	位 置
略	
宝木団地	鳥取市気高町下光元

改 正 前

(入居者の選考)

第7条 略

2及び3 略

4 知事は、第1項に規定する者のうち次に掲げる者については、前2項の規定にかかわらず、県営住宅に優先的に選考して入居させることができる。

(1)～(12) 略

別表第1（第2条の2関係）

名 称	位 置
略	
宝木団地	鳥取市気高町下光元
大谷団地	岩美郡岩美町大字大谷

略

別表第2（第26条関係）

名 称	管理を行わせる者
略	
高山団地	岩美町
略	

略

別表第2（第26条関係）

名 称	管理を行わせる者
略	
<u>大谷団地</u> 高山団地	岩美町
略	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1及び別表第2の改正規定は、平成22年1月1日から施行する。